

♪ CMと音楽著作権 ♪

一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）
映像部映像2課・送信部ネットワーク課

1. CMで音楽を利用するには

JASRAC が著作権を管理する音楽をCMに利用してテレビ・ラジオで放送する場合、または企業のホームページや携帯電話等のネットワーク上でCMを配信する場合は、事前に音楽著作権者である当協会に利用許諾の申込みをし、当協会の許諾を得てから音楽をご利用いただくことになります。

利用許諾の申込には2段階ありますのでご注意ください。

1. CM放送用（配信用）録音

まず、著作権者が楽曲を当該CMに利用してよいかどうかの許諾が必要です。JASRACではこれを「録音利用許諾」と呼んでおり、放送、あるいは配信が行われる以前にCM制作の段階で許諾を受けている必要があります。（「4. よくあるお問い合わせ」記載事項にご確認ください。）

2. CM放送（配信）利用許諾

さらに、前記の「録音利用許諾」を得たうえで、実際にCMを放送、配信することに対しての利用許諾が必要になります。これが「放送（配信）利用許諾」ですが、「録音利用許諾」を受けていないCMは放送（配信）することができませんのでご注意ください。

それでは、以下、利用許諾申込手続きの方法についてご案内いたします。

具体的には、JASRAC 管理楽曲を利用するCMを、

テレビ／ラジオ等の放送で利用する場合は
CM放送用録音利用申込書 のご提出が、
ネットワーク上のみで利用する場合は
CM配信用録音利用申込書 のご提出が必要となります。

+ さらに

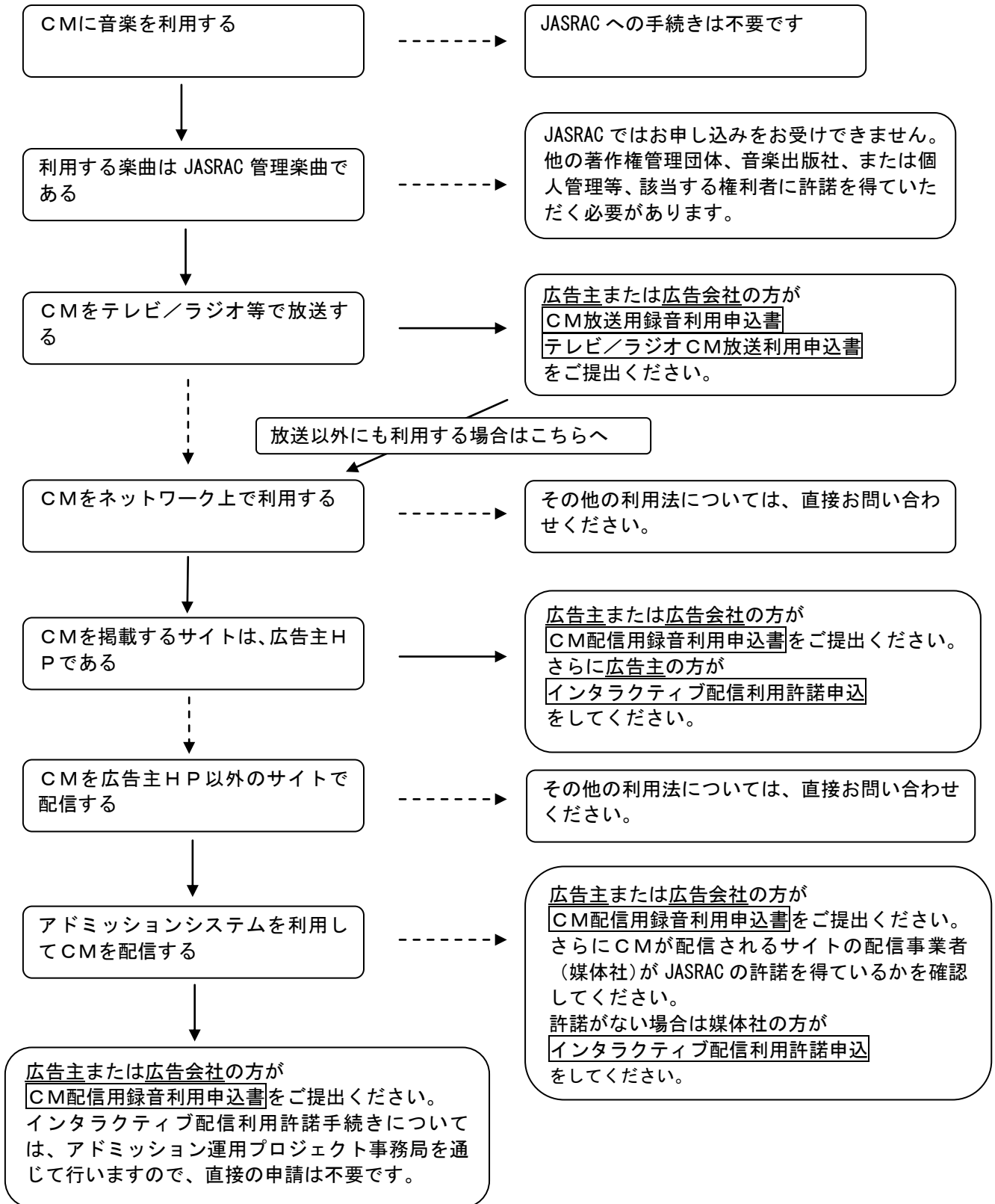
録音利用申込書のご提出に加え、CMをテレビ・ラジオで放送することについて
テレビCM放送利用申込書 または ラジオCM放送利用申込書 のご提出が、
インターネットや携帯電話等ネットワーク上で配信することについては、
インタラクティブ配信利用許諾申込み が必要になります。

次ページのフローで手続きの流れをご確認ください。

CMで音楽を利用する場合の手続きの流れ

—————▶ Yes

-----▶ No



作品データベース J-WID の利用

音楽をご利用される際は、事前に「JASRAC 作品データベース検索 J-WID (http://www2.jasrac.or.jp/)」でご利用作品の権利関係をお調べください。

JASRAC 作品コード、作品タイトル、権利者名、アーティスト名などから作品の検索が可能です。その作品の JASRAC への管理委託範囲などを知ることができます。検索して出てきた楽曲名をクリックすると、作品詳細画面が表示されます。このうち「著作者・権利者」信託状況欄の区分が次のように分かれています。

全信託 JASRAC に全支分権を委託している権利者

部分信託 JASRAC から支分権を一部除外している権利者

演録M 外国演奏権・録音権団体に所属している権利者

演奏M 外国演奏権団体に所属している権利者


録音M 外国録音権団体に所属している権利者



無信託 JASRAC に委託していない権利者



外国団体に所属していない権利者


消滅 著作権消滅

不明 著作者不明

さらに、内国著作物については、支分権単位管理状況欄の配信部分をご覧頂き、であれば JASRAC が著作権を管理しています（一部管理を含む）。ご利用の際は、JASRAC の許諾（ライセンス）が必要です。

但し、外国著作物の場合は見方が異なり、支分権単位管理状況欄の演奏、録音、CM、配信部分がいずれもで、且つ、著作者・権利者欄に記載がない権利者が1名（社）以上存在していれば、JASRAC が著作権を管理しています（一部管理を含む）。ご利用の際は、JASRAC の許諾（ライセンス）が必要です。

は JASRAC に管理を委託していない権利者ですので、ご利用の際は、別途権利処理が必要です。よって、管理状況がであっても、JASRAC の許諾にはこの権利者分は含まれませんのでご注意ください。

は、当該支分権・利用形態について、JASRAC は著作権を管理しておりません。

JASRAC への管理委託範囲とCMに関する支分権

JASRAC は音楽が利用される様々なケースを想定して、管理委託範囲を下表に掲げる支分権または利用形態に区分しており、この区分に従って著作権者から著作権管理の委託を受けます。著作権者の希望により、一部の著作権を管理委託範囲から除外することができます。

①演奏権等	②録音権等	③貸与権	④出版権等
演奏権 上演権 上映権 公衆送信権 伝達権 口述権	録音権 頒布権 録音物に係る譲渡権		出版権 出版物に係る譲渡権
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">⑤ 映画への録音</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">⑥ ビデオグラム等への録音</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">⑦ ゲームソフトへの録音</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">⑧ コマーシャル送信用録音</div> </div>		
⑨ 放送・有線放送			
⑩ インタラクティブ配信			
⑪ 業務用通信カラオケ			

①演奏権等

演奏権、上演権、上映権、公衆送信権、伝達権及び口述権（ただし、⑨から⑪までに規定する利用形態に係る権利を除く。）

②録音権等

録音権、頒布権及び録音物に係る譲渡権（ただし、⑨から⑪までに規定する利用形態に係る権利を除く。）

③貸与権

（ただし、⑨から⑪までに規定する利用形態に係る権利を除く。）

④出版権等

出版権及び出版物に係る譲渡権（ただし、⑨から⑪までに規定する利用形態に係る権利を除く。）

※録音権と出版権は、いずれも複製権に基づく、利用形態ごとの権利です。

一般的なCM利用の際に働く支分権およびそれに関する JASRAC への管理委託範囲は、次のとおりです（利用方法によっては、この限りではありません）。

CMに音楽を録音する際の「複製権」

JASRAC の管理区分では、録音権等に含まれる「コマーシャル送信用録音」がこれにあたります（CM放送用録音とCM配信用録音（2. 必要な手続きのご案内を参照）があり、あわせてCM送信用録音としています）。

CMを放送する際の「公衆送信権」や「伝達権」、またはインターネットや携帯電話サイトなどでCMを配信する際の「公衆送信権」

JASRAC への管理区分では、それぞれ「放送・有線放送」「インタラクティブ配信」がこれにあたります。

2. 必要な手続きのご案内

CMへの音楽利用は、作品に特定商品や企業のイメージが結びつく傾向があるため、作家の人格的利益の配慮が必要です。また、著作者の名誉・声望等を害するような方法で著作物を利用することは、著作者人格権の侵害行為とみなされますので、あわせてご注意ください。

CMへの音楽利用にあたっては、内国曲・外国曲に関わらず、当該楽曲の著作者に、利用の可否を含めた事前確認をする必要があります。多くのケースでは、著作者から著作権の譲渡を受けている音楽出版者（外国曲については日本地域での著作権の譲渡を受けている音楽出版者）を通じて確認していただくこととなりますが、音楽出版者が付いていない楽曲は、直接著作者への確認が必要です。

まずは「JASRAC 作品データベース検索」(J-WID)で作品の権利関係をお調べいただき、当協会の管理楽曲であれば、映像部映像2課CM担当までご連絡ください(Tel03-3481-2173)。必要に応じて事前確認のご連絡先をご案内いたしますので、そちらへ直接お問い合わせいただき、利用の可否と、利用可能な場合の録音使用料や条件について個別に協議してください。

(1) テレビやラジオでCMを放送する

以下、2つの手続きが必要です。

(申込書類ダウンロード URL : http://www.jasrac.or.jp/info/d_05.html)

① CM放送用録音の手続き

CM放送用録音使用料は、直接著作権者と交渉して利用の許諾を得たうえで、個別に協議して取り決めた額となります。

CM放送用録音使用料を取り決めたうえで、CM放送用録音利用申込書をご提出ください。

② CM放送用の手続き

テレビCM放送利用申込書、ラジオCM放送利用申込書をご提出ください。使用料は、予め定められた規定料金となります。

(参照 URL : <http://www.jasrac.or.jp/info/cinema/cal02.html#no1>)

※CM放送にかかる前記①②の手続きは、広告主または広告会社から行ってください。

※前記お手続きに必要な申込書は、いずれもホームページからダウンロード可能です。

(http://www.jasrac.or.jp/info/d_05.html)

申込書は、下記までご郵送またはFAXにてご提出ください。

〒151-8540 東京都渋谷区上原 3-6-12 JASRAC 映像部映像 2 課CM担当

TEL : 03-3481-2173 FAX : 03-3481-2705

(2) CMをインターネットや携帯電話サイトなどネットワーク上で配信する

ネットワーク上で配信するCMに、JASRAC 管理楽曲を利用する場合、広告主もしくは広告会社の方からお申込みいただく「CM配信用録音利用申込」に加え、「インタラクティブ配信利用許諾申込」を行っていただく必要があります。

① CM配信用録音の手続き

CM配信用録音使用料は、直接著作権者と交渉して利用の許諾を得たうえで、個別に協議して取り決めた額となります。

CM配信用録音使用料を取り決めたうえで、CM配信用録音利用申込書を JASRAC 映像部映像 2 課CM担当までご提出ください。

(http://www.jasrac.or.jp/info/d_05.html)

※CM配信用録音手続きは、広告主またはCM制作担当の広告会社から行ってください。

② インタラクティブ配信の手続き

インタラクティブ配信の手続きは、CMの配信方法により以下の取り扱いとなります。

- ◆ 広告主HPで配信する場合は広告主ご自身による手続きが必要になります。 → [A]
- ◆ アドミッションシステムを利用してCMを配信する場合、アドミッション運用プロジェクト事務局が手続きをとりまとめています。 → [B]
- ◆ CMを[A][B]以外の方法で配信する場合、原則としてサイト運営者（配信事業者・媒体社等）からの手続きが必要になります。 → [C]

[A] 広告主による手続き

広告主の方が、自社のホームページにCMを掲載する等新規に利用を開始する場合、JASRAC ホームページのオンラインライセンス窓口「J-TAKT」からお申込みください。

(URL : <https://j-takt.jasrac.or.jp/>)

(手続きの基本的な流れ)

まずは J-TAKT へ



基本契約書をダウンロードの上、概要書とともにご捺印・ご郵送



音楽著作物利用許諾書の受領



許諾マークのダウンロード・掲載



利用報告の作成、使用料のお支払い

【インタラクティブ配信使用料について】 情報料及び広告料等収入がない広告主HPに、CMをストリーム形式で配信する場合の使用料は年額 52,500 円（月額 5,250 円）（いずれも税込）です。

広告主HPで収入を得ているサイトへの掲載やダウンロード形式でご利用になる場合等は、具体的な内容を添えて JASRAC 送信部ネットワーク課へ下記メールフォームからお問合せください。

メールフォーム：

<http://www.jasrac.or.jp/network/faq/toiawase.html>

[B] アドミッション運用プロジェクト事務局による手続き

アドミッションシステムを利用してCMを配信する場合、アドミッション運用プロジェクト事務局がインタラクティブ配信手続きをとりまとめる窓口となり、JASRAC の許諾を得ています。

アドミッションシステムとは…

日本広告業協会が運営する、インターネットCM運用のためのシステムです。同システムを通じて配信されるCMについては、アドミッション運用プロジェクト事務局がインタラクティブ配信使用料の支払いや利用曲目報告等のとりまとめを行っています。

アドミッションシステムに関する問合せや、本システムの利用を希望される方は、直接アドミッション運用プロジェクト事務局までご連絡ください。

社団法人日本広告業協会 アドミッション運用プロジェクト事務局

〒104-0061 東京都中央区銀座 7-4-17 電通銀座ビル 8F

TEL. 03-3543-8666 FAX. 03-5551-7569

<http://www.admission.jp/>

【インタラクティブ配信使用料について】

CM配信用録音の許諾を得たCMコンテンツを、ストリーム配信および再生制限のあるダウンロード（有期限ダウンロード）配信で利用し、その著作物使用料を、広告関係事業者（広告主・広告会社等）が支払う場合に適用する。

(A) 媒体費単価による方式

1コンテンツ1リクエストあたりの媒体費単価の5%に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額又は5,000円のいずれか多い額を月額使用料とする。

(B) 媒体費総額による方式

媒体費単価によらず、媒体費の総額方式で配信する場合は、媒体費総額（掲載期間が月を跨ぐ場合は掲載月数で除した額）の7%又は5,000円のいずれか多い額を月額使用料とすることができる。

媒体費単価 → 広告メディアの広告料単価

媒体費総額 → 広告料の総額

上記が使用料規程に定められた取扱いとなりますが、利用者団体との暫定合意事項に基づく減額の適用を受けることができますので、詳細はアドミッション運用プロジェクト事務局までお問い合わせください。

[C] CMを[A][B]以外の方法で配信する場合の手続き

広告主HP以外にCMを掲載する場合、媒体社の方等掲載サイトの運営者がJASRACホームページのオンラインライセンス窓口「J-TAKT」からお申込みください。

(URL : <https://j-takt.jasrac.or.jp/>)

手続きの基本的な流れは、[A] 広告主による手続きと同様です。

【インタラクティブ配信使用料について】

媒体社からお手続きいただく場合の月額使用料は、配信するサイト全体の月間広告料等収入の2%（2010年3月までは暫定合意により1.5%）です（別途消費税が加算されます）。

→ 「音楽以外のコンテンツに付随した利用」

JASRAC 管理楽曲が利用されるCMの広告料のみならず、サイト全体の広告料等収入が算定の対象となりますので、ご注意ください。

インタラクティブ配信手続き窓口：JASRAC 送信部ネットワーク課

TEL：03-3481-2120 FAX：03-3481-2155

メールフォーム <http://www.jasrac.or.jp/network/faq/toiawase.html>

[A]～[C]に関わらず、ダウンロード形式でご利用になる場合などは、具体的な内容を添えてJASRAC送信部ネットワーク課へ上記メールフォームからお問合せください。

「2. 必要な手続き」まとめ

	CM制作時に必要な手続き	CM放映・配信のために必要な手続き
放送 テレビ・ラジオ	権利者との事前同意（契約） ↓ CM放送用録音利用申込 ↓ CM送信用録音利用申込	テレビ(ラジオ)CM放送利用申込
配信 インターネット・携帯	権利者との事前同意（契約） ↓ CM配信用録音利用申込	インタラクティブ配信利用申込 ● 広告主サイトでの配信[A] ● アドミッション・システムを利用した配信[B] ● [A][B]以外での配信[C]

3. CMで音楽を利用いただく場合のご注意

CMのために書き下ろされた作品について、またはCDや音楽配信等のプロモーションを目的としてCMにタイアップして利用する新しい作品について、著作権者からの届出により、一定範囲の利用について使用料を免除しております。

(使用料を免除する利用)

- * CM放送用録音
- * CM放送
- * CM用のビデオグラム等への録音
(店頭、街頭、航空機、イベント会場
又は劇場での上映を目的とするものに限る)
- * 店頭または劇場における上映

(使用料を免除しない利用)

- * CM配信用録音 ※
- * インタラクティブ配信 ※
- * 街頭ビジョン、イベント会場
または航空機内における上映

**※CMをインターネットや携帯電話などネットワーク上で配信する場合は、
使用料免除の対象となりませんので、ご注意ください。**

なお、使用料の免除措置は、著作権者から「CM委嘱作品」として届けられた場合と「CMタイアップ作品」として届けられた場合とで、以下のとおり運用ルールが異なります。

【CM委嘱作品】

CMのために「依頼を受けて書き下ろした」として、著作権者から届けられた作品
→ 免除期間：原則として1年

【CMタイアップ作品】

「新曲プロモーションのため広告主等からタイアップ協力が得られた」として、
著作権者から届けられた作品（作詞者・作曲者・音楽出版社等関係権利者すべての
同意が必要）

→ 免除期間：楽曲の販売（配信）開始から3ヶ月、最長で1年

→ タイアップ可能なサービス（商品）数：3つまで

※1つの作品について、CM委嘱作品とCMタイアップ作品の両方を選択することはできません。

著作権者はどちらか一方を選択して届け出ることになります。

但し、著作権信託契約約款に基づく映画委嘱作品（映画のために書き下ろされた）として届けられた作品は、別途CMタイアップ作品として届け出ることが可能です。この場合、映画委嘱作品に係る免除措置に加えて、CMタイアップ作品としての免除措置の適用を受けられます。

4. よくあるお問い合わせ

1. 市販の CD を使いたいと考えているのですが、JASRAC の許諾を得ればよいですか？

市販の CD やテープなど第三者が制作した既存の音源を利用する場合は、著作権とは別に、著作隣接権者として法律の保護の対象となっているレコード会社などの原盤権や歌手・アーティストなど実演家の権利がはたらくことから、それらの許諾も必要となります(著作隣接権)。音源として市販の CD をご利用になる場合には、まずその CD を発売しているレコード会社へ連絡し、著作隣接権の手続きをしてください。

2. 著作権は永続的に保護されるのですか？

原則的には、著作物の創作から著作者の死後 50 年(著作者が死亡した翌年から起算)までです。ただし、外国著作者の場合、日本が太平洋戦争中、第二次大戦の旧連合国民の著作権について保護しなかったため、サンフランシスコ平和条約によって課された義務で、当該著作権の通常の保護期間に戦時期間を加算して保護するという特例措置が適用となるケースがあります(戦時加算)。具体的には、通常の保護期間に戦争期間を加算することになります(連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律第 4 条)。

3. 音楽の利用にあたっては、全て JASRAC に手続きを取らなければいけませんか？

著作権の保護期間を経過した作品であれば、ご自由にお使いいただけますが、著作権の消滅していない曲で JASRAC が著作権を管理していない楽曲もあります。その場合は、その著作者(作詞家・作曲家)の許諾を得ていただくことが必要です。また、JASRAC へ著作権の一部を管理委託せず、著作者自らで管理していたり、他著作権管理事業者に委託している場合もありますので、利用に際しましては J-WID (<http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>)などで、充分ご確認ください。

4. 訳詞したり、編曲したりする場合も、JASRAC の了解が必要ですか？

訳詞・編曲する場合については、著作権法の 27 条で「著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。」と定められていることから分かるように、著作者の許諾が必要です。

しかしながら、JASRAC はこの条に定める権利の委託を受けていないため、訳詞や編曲するような場合、まずは著作者、音楽出版者などに直接同意を得ていただいたうえで、利用方法に応じて JASRAC に手続きをしていただくことになります。

また、原曲の著作権が消滅していても、編曲された作品をご利用いただく場合、編曲者の著作権が保護期間内にあり、手続きが必要となることがありますのでご注意ください。

5. CD 発売前であれば使用料は発生しませんか？

著作権は作品が創作されたときに自動的に発生しますので、著作者の許諾を得る必要があります。著作者本人が JASRAC 委託者であれば JASRAC への手続きと使用料のお支払いが必要です。

著作者本人が委託者ではなくても、著作権譲渡先の音楽出版者が決まっています、その音楽出版者が JASRAC 委託者であれば、同様に手続きと使用料のお支払いが必要です。

6. 外国曲を利用する際、海外で権利処理を行っていれば使用料は発生しませんか？

海外で作品の権利者と利用に関する直接契約を取り交わしている場合でも、通常は録音許諾のみの契約となっており、インタラクティブ配信使用料まで許諾範囲に含まれるケースはほとんどありません。海外で権利処理済の CM をご利用になる際には、まず JASRAC 映像 2 課 CM 担当までお問い合わせください。(TEL:03-3481-2173)

7. CM をダウンロード形式で配信する場合の使用料は？

視聴期限を制限できる仕組みを持つ、有期限ダウンロード形式であれば、ストリーム形式と同様に取り扱います。視聴期限のない（無期限）ダウンロード形式については、音楽に限らず、一般的に権利者の許諾を得られないケースが多く、JASRAC のインターネット CM の取り扱いにもこのような利用形式は定められておりません。

ただし、ダウンロード形式で配信されることについて、CM に関わる音楽以外の権利処理が可能な場合は、直接 JASRAC ネットワーク課 (TEL:03-3481-2120) までお問い合わせください。

8. なぜ単価ベース・総額ベースで料率が違うのか？

本来は、視聴数など、実際に利用された回数に応じて使用料をお支払いいただくことが望ましいのですが、インターネット広告ビジネスの現場では、利用回数が事前にわからないことが多いため、このような決め方を採用しています。

また、総額ベースで使用料を算出する際、許諾の下で利用できる回数に制限がないことから、利用回数に応じた単価ベースよりも、高い料率となっております。

9. CMを映画館で上映する場合は、どうしたらよいですか？

劇場用CMの手続き (<http://www.jasrac.or.jp/info/cinema/cm.html>) が必要です。使用料については、上記 URL をご参照ください。

(1) 映画録音手続き

(2) 映画上映手続き

手続きとしては、映画（録音・上映）利用申込書をご提出いただくことになります。

10. 店頭／街頭ビジョン／イベント会場／機内ビジョン等でCMを上映する場合、どうしたらよいですか？

CM放送用録音・CM放送の手続きとは別に、DVD やビデオに収録することについて「映像ソフト録音」の手続きが必要です。

まず、CM放送用録音の許諾書に「店頭上映」や「街頭ビジョンでの上映」が含まれているかを確認してください。含まれる場合は、映像ソフト録音の利用申込みの際、備考欄にその旨を記入してください。その場合には、基本使用料は処理済としてかからず、複製使用料のみお支払いいただくことになります。使用料規程上「その他のビデオグラム」が適用となります。

また、店頭で上映する場合には、映像ソフト録音の利用申込みと同時に、別途「映像ソフト上映」についての手続きが必要となりますので、JASRAC 演奏部宛に所定の方法で、利用申込みをしてください。

街頭ビジョンでの上映については、上映されているビジョンの設置地域を管轄している JASRAC 担当支部 (<http://www.jasrac.or.jp/profile/outline/branch.html>) に、手続きの要否および方法をご確認ください。

(1) 映像ソフトの録音手続き (<http://www.jasrac.or.jp/info/create/video.html>)

(2) 映像ソフトの上映手続き (<http://www.jasrac.or.jp/info/event/product.html>)

※ 上映場所で包括的な上映手続きがとられている場合、上映手続きは不要です。

巻末資料

1. 著作権とは

著作権法に定められた著作者の権利

著作権は、著作権法により、音楽などの著作物を創作した人（著作者）に認められた権利です。著作者から許諾を得られなければ、著作物を利用することができませんので、「自らの著作物を勝手に利用されない権利」ということもできます。

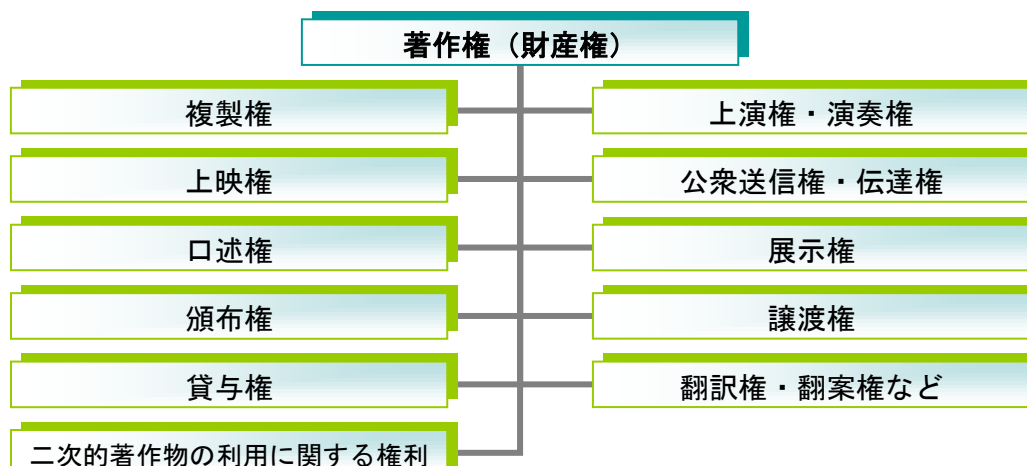
著作権は創作した瞬間に発生し、登録が必要な権利ではありません

著作権は権利の発生に登録が必要である特許権などと異なり、作品を創作した瞬間に自動的に発生します。したがって保護を受けるのに何ら手続きも必要としません。

JASRAC は、著作権の管理（許諾・徴収・分配）のために、著作者の方々から作品ごとに作品届を提出していただいておりますが、作品届の提出により権利が発生するものではありません。

2. 著作権は、複数の権利（支分権）の集合体です

著作権法では、著作権に含まれる権利の種類として、著作物の利用方法ごとに分かれた複数の権利（支分権と呼ばれます）を掲げています。著作物の利用方法により働く権利が異なりますので、著作物を利用される方は、働く権利ごとに著作権者の許諾を受けなければなりません。



3. 著作権の管理委託

管理委託契約により著作権者に代わり著作権を管理します

音楽を利用する方が、作品ごとに著作権者の許諾を得ることは困難です。また、著作者が自身で著作権を管理するのは煩雑です。そこで、JASRAC は、多くの著作権者と著作権の管理委託契約（信託契約）を交わし、著作権者に代わって著作権を管理しています。著作物の利用許諾、許諾の条件となる著作物使用料の徴収・分配、また場合によっては無許諾利用に対する法的措置を行います。

JASRAC 管理楽曲を利用する場合は、JASRAC に手続きをしてください

著作物を利用する場合、事前に著作権者の許諾を得ることが必要です（著作権法第 63 条）。上記信託契約に基づき、JASRAC が著作権を管理する著作物（JASRAC 管理楽曲）を利用する場合は、事前に JASRAC へご申請いただき、許諾を得たうえで規定の使用料をお支払いいただく必要があります。

相互管理契約により、多くの外国作品は JASRAC が著作権を管理しています

日本で外国作品を利用するにあたって、該当する外国の著作権者に、その都度直接許諾を得る必要があるならば、大変困難なことです。

そこで、世界各国の著作権管理団体は、それぞれの管理作品（レパートリー）を互いに管理し合う契約（相互管理契約）を結んでいます。

したがって、JASRAC と契約を結んでいる団体の作品であれば、JASRAC に手続きをしていただくことで、日本国内の利用について許諾を得ることができます。

なお、インターネットなどのネットワーク上の利用の場合、JASRAC の許諾範囲は日本国内に向けた配信についてのみとなります。

